

地方分権改革による権限移譲等への特別区の対応について

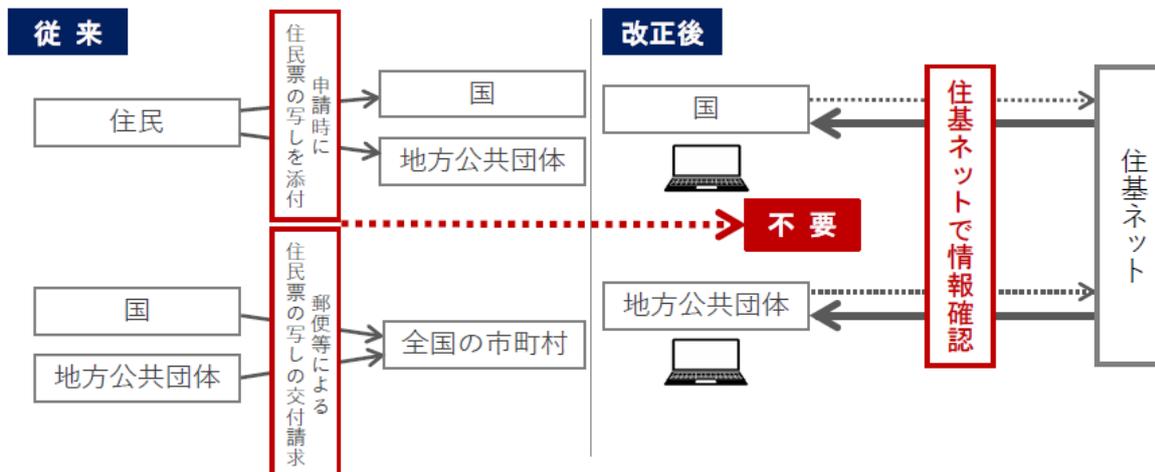
地方分権改革関連法の施行に伴う「事務・権限の移譲（第15次分）」について、特別区における対応の有無等に関し、各主管部長会での検討状況が取りまとめられた。

1 地方分権改革関連法に伴う特別区の対応

(1) 特別区において対応を行う事項

ア 住民基本台帳ネットワークシステムの利用事務を大幅に拡大し、住民票の添付・公用請求を不要に（住民基本台帳法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）

- 住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務に、36法律の事務を追加する。
- マイナンバーを利用できる事務に、1法律の事務を追加する。

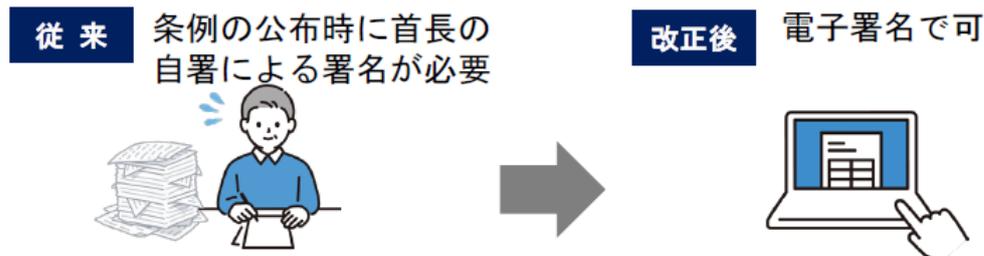


[特別区の対応]

法の施行に間に合うよう、必要な措置を講じる。国に対して端末の整備に係る補助金を要望する。

イ 条例公布時における首長の署名の方法に電子署名を追加（地方自治法）

- 条例の公布に当たって地方公共団体の長が行うこととされている署名について、電子署名により代替することを可能とする。



[特別区の対応]

法の施行に間に合うよう、必要な措置を講じる。

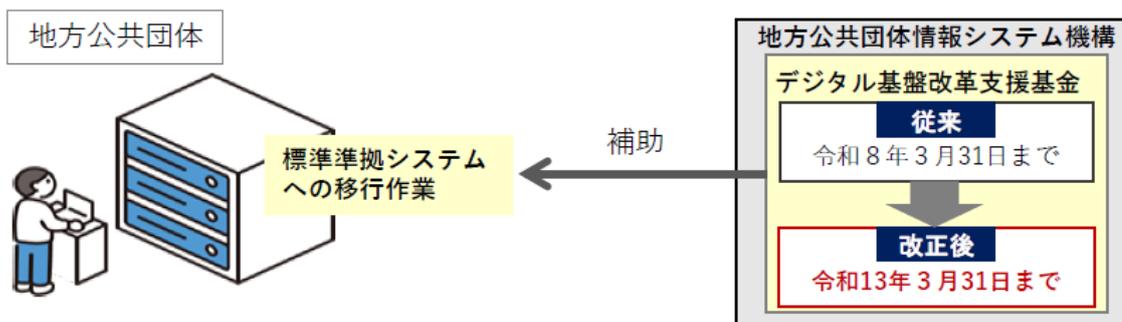
(2) 特別区において対応を必要としない事項

ア 地方公共団体のシステム標準化等のための基金の設置期限を5年間延長（令和7年度末→令和12年度末）（地方公共団体情報システム機構法）

- 現在、**デジタル基盤改革支援基金***の設置期限は、令和8年3月31日までとされている。
- 移行の難易度が極めて高い、事業者のリソースひっ迫などの事情により、令和8年度以降の移行とならざるを得ないシステムが存在するため、基金の設置期限を令和13年3月31日まで延長。

*原則として令和7年度末までの移行を目指す方針は維持。

※ 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」による標準準拠システムへの移行に対し、基金を活用して補助。



イ 公立大学法人の出資可能対象をベンチャーキャピタル等へ拡大（地方独立行政法人法、産業競争力強化法）

- 国立大学法人と同様に、公立大学法人による①～③の事業者への出資を可能とする。

① 認定特定研究成果活用支援事業者

（大学発ベンチャーに投資・支援を行う認定ベンチャーキャピタル及び認定ファンド）

② 研究成果活用事業者

（大学の研究成果を活用したコンサル、研修等を実施する事業者）

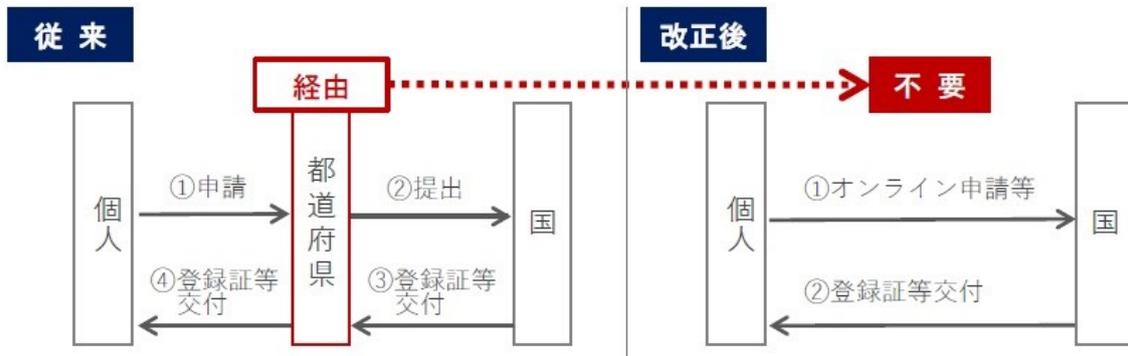
③ 教育研究施設管理等事業者

（大学が保有する教育研究施設等の管理や他の研究機関等による利用サポートを実施する事業者）

出資先類型	民間事業者との共同・委託研究を実施・あっせんする事業者	特許権の実施許諾等により研究成果を民間移転する事業者	大学発ベンチャーに投資・支援を行う認定ベンチャーキャピタル・ファンド	大学の研究成果を活用したコンサル、研修等を実施する事業者	大学が保有する教育研究施設等の管理や他の研究機関等による利用を促進する事業者
国立大学法人	○	○	○	○	○
公立大学法人 従来	○	○	×	×	×
公立大学法人 改正後	○	○	○	○	○

ウ 建築基準適合判定資格者等の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止（建築基準法）

●建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者の登録申請等について、手続きのオンライン化に伴い、都道府県経由の義務付けを廃止。



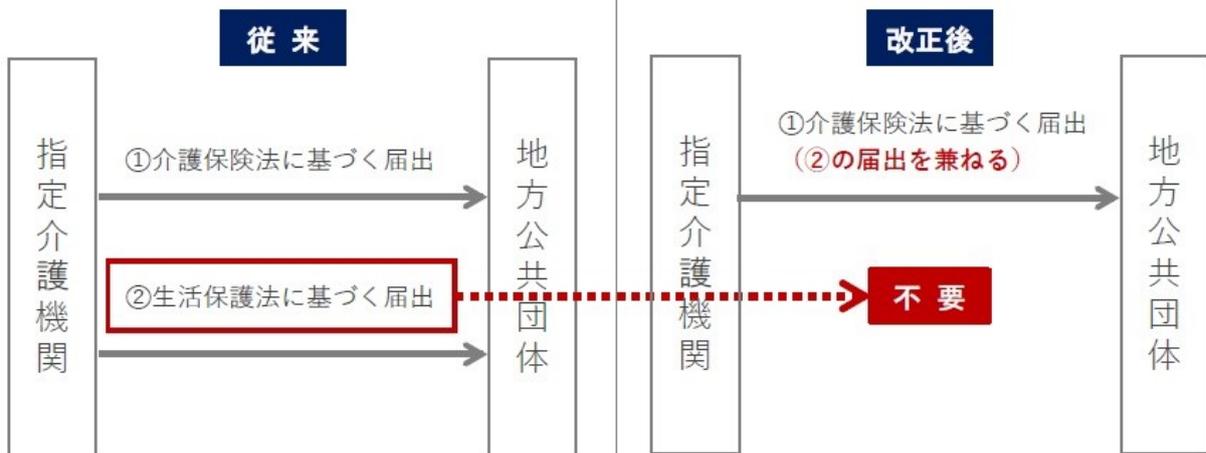
エ 介護保険法の介護施設の届出を生活保護法の介護機関の届出とみなす等の手続きの簡素化（生活保護法）

●指定介護機関については、生活保護法・介護保険法の両方の手続きを要するところ、以下のとおり生活保護法の手続きを不要とし、簡素化。

ア) 名称等の変更等の届出：介護保険法の届出を生活保護法の届出とみなす。

イ) 介護保険法による指定等の執行・効力停止

生活保護法の指定の効力が連動して執行し、又は効力が停止する。



2 提案募集方式による特別区提案について

令和7年特別区提案事項として、以下の1件を提出した。

- (1) 高齢者虐待通報における明らかに自立した高齢者への対応方法の見直し